

シンポジウム カジノの実施法の 制定阻止に向けて

アガン!

2017年 9月16日(土) 午後1時30分～午後4時

大阪弁護士会館
2階 201・202会議室

参加無料

プログラム

IR型カジノの内容と問題点

報告者 吉田 哲也氏
(日弁連カジノ・ギャンブル問題検討ワーキンググループ委員
兵庫県弁護士会所属弁護士)

政府によるとりまとめ状況の報告

報告者 消費者保護委員会委員

大阪でのカジノの誘致に関する問題点

報告者 桜田 照雄氏 (阪南大学流通学部教授)

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(いわゆる「カジノ解禁推進法」)の成立を受け、現在、政府において特定複合観光施設区域整備推進本部を立ち上げ、カジノ設置に向けた実施法の策定が議論され、本年7月31日に取りまとめがなされ、意見募集がなされました。

そして、秋の臨時国会に実施法法案の提出が予定されています。

カジノ解禁は、①暴力団などの関与、②犯罪の発生、③風俗環境の悪化、④青少年への悪影響、⑤ギャンブル依存症患者の増加、⑥経済的効果を上回る社会的コストの存在、⑦多重債務問題再燃の危険性などの問題を含んでいることに加えて、わが国では近代法制定以前から厳禁され、刑罰の対象とされてきた賭博行為を、特定の場所、特定の者に限定して非犯罪化するものであって、史上初めて民間賭博を公認するという、わが国の刑事司法政策に極めて重大な変更をもたらすものとなります。

しかし、取りまとめにおいても、これらの課題を克服するための具体的な基準は示されていません。

また、特に大阪府と大阪市はカジノ誘致に積極的であり、2025年の万博誘致によるインフラ整備とセットしてカジノを誘致しようとしています。

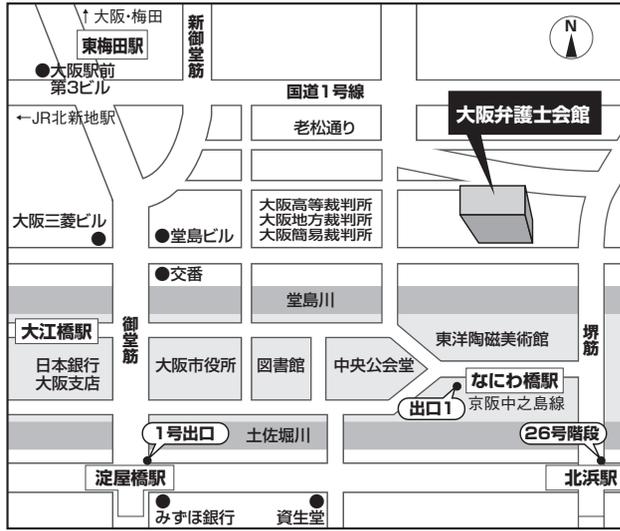
本シンポジウムでは、取りまとめの問題点、大阪へのカジノ誘致がされた場合の問題点について考えていこうと思っていますので、奮ってご参加ください。



シンポジウム カジノ実施法の 制定阻止に向けて

平成
29年 9月16日(土)

開催時間
13:30~16:00[開場13:00]



【場所】 大阪弁護士会館
2階 201・202会議室

Access(交通)

〒530-0047
大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車26号階段から徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込書 申込期限 9月15日(金)まで

ふりがな	
氏名	
TEL	
FAX	
ご所属	

※ ご記載いただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用いたしません。

大阪弁護士会 人権課 宛 FAX **06-6364-7477**

※大阪弁護士会のホームページからも参加申込み可能です。

<http://www.osakaben.or.jp/> 大阪弁護士会

お問い合わせ先：大阪弁護士会 委員会部 人権課
〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5 TEL：06-6364-1227